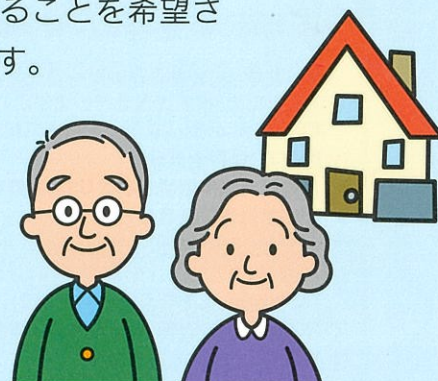


## 要保護世帯向け

# 不動産担保型 生活資金貸付制度のご案内

この貸付は、一定の居住用不動産があり、将来もそこに住み続けることを希望される場合に、その不動産を担保にして生活資金をお貸しする制度です。

現在、居住用不動産（評価額500万円以上）を保有しながら、「既に生活保護を受けている」、または「この制度を利用しなければ生活保護が必要な世帯である」と保護の実施機関が認めた場合は、生活保護に優先して、この貸付制度を利用していただくこととなります。



### ■ 貸付対象（下記の条件を全て満たす必要があります）

対象世帯	対象不動産
①生活保護が必要であると保護の実施機関が認めた世帯	①不動産の鑑定評価額（土地及び建物）が500万円以上であること
②借入申込者の親、または配偶者以外の同居人がいないこと（例外あり）	②借入申込者が単独で所有し、抵当権や賃借権等が設定されていないこと
③借入申込者及び同居の配偶者がともに65歳以上であること	

### ■ 貸付内容

貸付方法	毎月1日に借受人の口座へ振り込み（1日が、土日・祝祭日の場合は前営業日に振り込みます）
貸付月額	生活保護費の1.5倍以内
貸付期間	貸付金及び利子が貸付限度額に達するまで
貸付利子	年3%または長期プライムレート（当該年度4月1日時点）のいずれか低い方
貸付限度額	対象不動産の評価額の70%（集合住宅は50%）
連帯保証人	不要
据置期間	契約の終了後3か月以内
償還期限	据置期間終了までに一括償還
償還の保全措置	居住する不動産に根抵当権を設定

# 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

## お申し込みの流れ(概要)



### ご利用にあたってご注意いただきたいこと

- 返済時には不動産を売却することになります。**  
この制度は、あなたの大切な不動産を担保として貸し付ける制度です。返済にあたってはその不動産を売却してご返済いただくことが前提になります。
- 貸付決定まで数か月かかります。**  
貸付には、十分な相談・不動産鑑定・審査・登記・契約等の手続きが必要ですので、申し込みから貸付決定・送金までには数か月(おおよそ3~4か月)の期間がかかります。
- 申請にかかる費用は、保護の実施機関が負担します。**  
契約前の不動産鑑定経費や担保の登記に要する費用は、保護の実施機関の負担となります。
- 同居のご家族が住み続けられなくなる場合があります。**  
借受人が亡くなった場合、同居の家族は住み続けられなくなる場合がありますので、予めご了承ください。(配偶者については、一定の条件を満たせば、契約の承継が可能です)
- 「保護の実施機関」及び「愛媛県社会福祉協議会」の同意・承諾なしに家の増改築をすることや、同居人を増やすことはできません。**

# 要保護世帯向け不動産担保型生活資金に関するQ&A

## Q. リバースモーゲージとは何ですか？

- A.** 通常、住宅ローンは最初一括で借入れ、その後、分割で返済し、年月の経過とともに借金は減っていきませんが、リバースモーゲージはその逆です。  
自宅を担保にして、毎月の生活費の貸付を行うため、年月の経過とともに借金は増えていきます。

## Q. 貸付金が、限度額に到達した場合は、どうなるのですか？

- A.** 貸付は停止となりますが、契約自体は継続し、ご自宅に住み続けることは可能です。その後の生活費については生活保護の受給等が考えられ、限度額に近づいた場合は、福祉事務所にご相談いただくこととなります。  
なお、限度額到達以降も、貸付利子は発生します。

## Q. 夫名義の自宅に夫婦で居住している場合、夫が亡くなった場合はどうなるのですか？

- A.** ご主人がなくなった後も、一定の要件を満たす場合は、配偶者が契約を承継することにより自宅に住み続けることは可能です。  
(配偶者以外の同居人については、借受人が亡くなった場合は、転居していただくこととなります)

## Q. 貸付月額が、生活保護費の1.5倍までと設定されているのはなぜですか？

- A.** 本貸付を利用することによって、生活保護は廃止(または停止)となります。そのため国民健康保険料や医療費(自己負担分)、介護保険(利用)料、固定資産税などの支払いが発生しますので、それらの支払分を補うために1.5倍以内と定めています。

## Q. 償還(返済)は、どのように行うのですか？

- A.** 契約終了後に、相続人は不動産を売却した代金などで、一括償還することとなりますが、それができない場合は、愛媛県社会福祉協議会が抵当権を実行する(競売により売却)ことで償還にすることもあります。

## Q. 家の修理など生活費では支払えない経費が発生した場合はどうなりますか？

- A.** 建物の修繕費など、一時的に経費が発生する場合は、貸付金を一時的に増やすことができます。その場合は、福祉事務所を通じて、貸付金の臨時増額申請を行うこととなります。



## 要保護世帯向け不動産担保型生活資金の申込みに関するご相談は、 お住まいの福祉事務所(保護の実施機関)へ

市町名	福祉事務所名	住所・電話
松山市	松山市福祉事務所 (生活福祉課)	〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2号 TEL 089-948-6397
今治市	今治市福祉事務所 (生活支援課)	〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1号 TEL 0898-36-1523
宇和島市	宇和島市福祉事務所 (生活支援課)	〒798-8601 宇和島市曙町1番地 TEL 0895-24-1111
八幡浜市	八幡浜市福祉事務所	〒796-8501 八幡浜市北浜一丁目1番地1号 TEL 0894-22-3111
新居浜市	新居浜市福祉事務所 (生活福祉課)	〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番地1号 TEL 0897-65-1240
西条市	西条市福祉事務所 (社会福祉課)	〒793-8601 西条市明屋敷164番地 TEL 0897-52-1297
大洲市	大洲市福祉事務所 (社会福祉課)	〒795-8601 大洲市大洲690番地の1 TEL 0893-24-1715
伊予市	伊予市福祉事務所 (福祉課)	〒799-3193 伊予市米湊820番地 TEL 089-982-1111
四国中央市	四国中央市福祉事務所 (生活福祉課)	〒799-0497 四国中央市三島宮川四丁目6番55号 TEL 0896-28-6023
西予市	西予市福祉事務所 (福祉課)	〒797-8501 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1号 TEL0894-62-6428
東温市	東温市福祉事務所 (社会福祉課)	〒791-0292 東温市見奈良530番地1 TEL 089-964-4406
越智郡	愛媛県東予地方局 健康福祉環境部地域福祉課	〒793-0042 西条市喜多川796番地1 TEL 0897-56-1317
上浮穴郡 伊予郡	愛媛県中予地方局 健康福祉環境部地域福祉課	〒790-8502 松山市北持田町132番地 TEL 089-909-8756
喜多郡 西宇和郡	愛媛県南予地方局 健康福祉環境部八幡浜支局福祉室	〒796-0048 八幡浜市北浜一丁目3番地37号 TEL 0894-23-2250
北宇和郡 南宇和郡	愛媛県南予地方局 健康福祉環境部地域福祉課	〒798-8511 宇和島市天神町7番1号 TEL 0895-22-3180

制度に関するお問い合わせは

**愛媛県社会福祉協議会 地域福祉部 福祉資金課**

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号

TEL 089-921-8384 FAX 089-921-5289

(月～金 9:00～17:00) 土・日・祝祭日除く